



東京証券取引所
内国アクティブ運用型ＥＴＦ上場
の手引き
第4版

株式会社東京証券取引所

目次

I 上場審査	3
1. 上場までのスケジュール	3
2. 各種手続きの内容	3
3. 上場審査の内容	5
(1) 上場審査基準一覧	6
(2) 信用リスク集中回避のための投資制限（有第1104条の2第2号b（g））	11
(3) デリバティブル取引等に係る権利に対する投資制限（有第1104条の2第2号bの2）	12
(4) 投資信託財産等の範囲に関する上場審査（有第1104条の2第2号e）	13
(5) 信用リスクがあるETFに関する上場審査（有第1104条の2第2号g）	14
(6) ポートフォリオ情報の提供に関する上場審査（有第1104条の2第3号）	17
(7) 開示の適正性に関する上場審査（有第1104条の2第4号）	17
(8) 投資信託財産等の運用等の健全性に関する上場審査（有第1104条の2第5号）	19
(9) 内国アクティブ運用型ETFの上場実績を有する管理会社に対する審査	23
4. 上場申請書類等	24
5. (参考) テクニカル上場	29
II 適時開示	31
1. 適時開示項目	31
2. 「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の開示	42
3. 情報提供項目	43
4. 提出書類	47
III 上場廃止	51
IV 上場に関する料金	57

内国アクティブ運用型ETFの上場の手引き

○注意事項

- この「内国アクティブ運用型ETFの上場の手引き」は、内国アクティブ運用型ETFの上場審査、適時開示及び上場廃止等の基準や手続き等の概要を説明するためのものです。上場審査基準、適時開示基準及び上場廃止基準等の詳細につきましては、有価証券上場規程第5編「ETF」をご確認ください。
- なお、内国アクティブ運用型ETFの定義は以下のとおりです。

内国アクティブ運用型 ETF	法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用することを目的とする投資信託に係るものうち、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を一致させるべき特定の指標が存在しない投資信託に係るものといいます。
-------------------	---

(略語)

法：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

施行令：金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）

有：有価証券上場規程

有施：有価証券上場規程施行規則

投資信託法：投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）

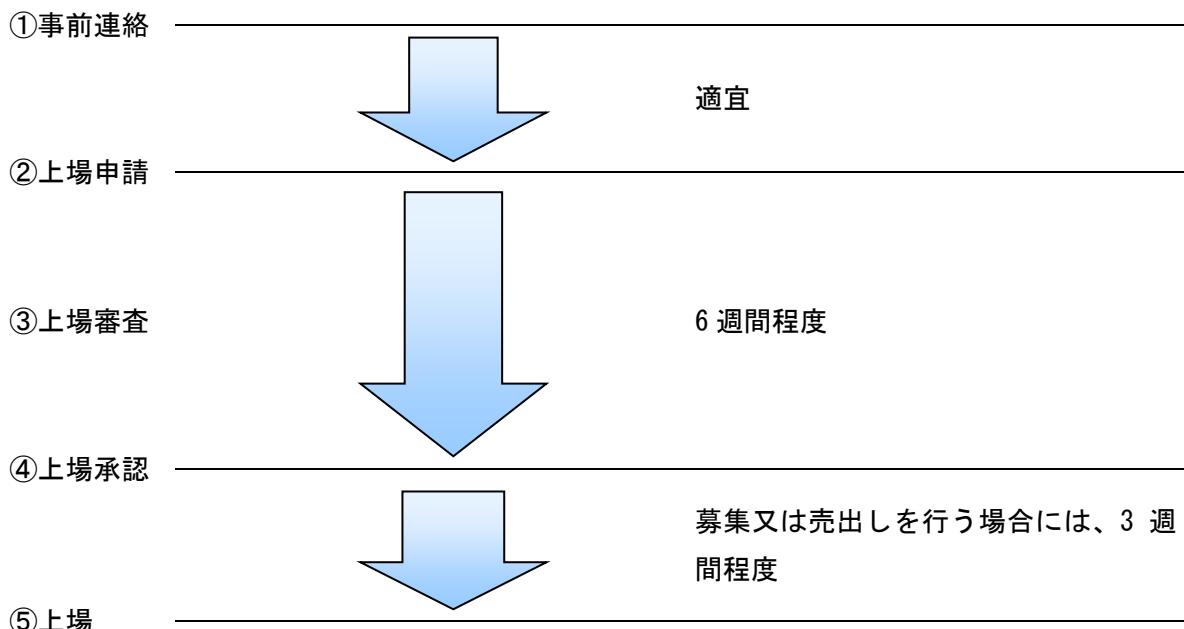
投資信託法施行令：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）

投資信託法施行規則：投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）

I 上場審査

1. 上場までのスケジュール

上場までの標準的なスケジュールは以下のとおりです。ただし、個々の銘柄ごとに上場審査に要する期間は異なります。



2. 各種手続きの内容

①事前連絡

上場申請を予定している銘柄について、以下に掲げる事項を可能な範囲で事前にご連絡ください。事前連絡は必須ではありませんが、上場審査をスムーズに進める観点からお願いするものです。

1	内国アクティブ運用型 E T F の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書の内容 - 運用方針（管理会社における名称を問わず、運用目標及びその達成手段としての一連の運用プロセス（投資対象候補の選定からポートフォリオの構築までに至る一連のプロセスのことをいいます。以下同じ。）が規定された方針のことをいいます。以下同じ。）を中心にご説明をお願いします。なお、ドラフトを用いてご説明いただくことも可能です。
2	信託財産が投資される対象 - 信託財産が投資される対象が、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条（特定資産の範囲）に掲げる資産のどれに類似する資産に該当するかをご説明ください。

※ 投資信託等に投資する E T F である場合には、当該投資先投資信託等についても、運用方針や信託財産が投資される対象に関するご説明をお願いすることがあります。

②上場申請

上場承認予定日から起算して、原則として 6 週間程度※前の日が上場申請日となります。上場申請日には、有価証券新規上場申請書のほか、各種上場申請書類（「4. 上場申請書類等」参照）の提出が必要となります。

なお、上場申請日は、上場承認予定日のほか有価証券報告書又は有価証券届出書の印刷校了時期や祝祭日の有無などを考慮し、関係者との十分な調整のうえ設定するようお願ひいたします。

※ 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、当該新規上場申請銘柄の上場申請日を起算日として 3 年以内に、他の内国アクティブ運用型 E T F の上場承認を受けている場合において、前回の上場申請時以降、当該管理会社の運用体制の状況等に大きな変化が見られないと認められるときなどには、6 週間より短い期間となる場合があります（下記 3. (8) 参照）。

管理会社において、上記に該当する可能性があると考える場合には、上記①（事前連絡）において、その旨を申し出てください。

③上場審査

○上場申請者

以下の 2 者が上場申請者となります。有価証券新規上場申請書は、以下の 2 者による連名でご提出いただきます。

管理会社	<p>投資信託委託会社（投資信託法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社）をいいます。また当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含みます。</p> <p>なお、商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用や指図を行う内国アクティブ運用型 E T F の場合には、投資信託委託会社のうち、投資信託法第 223 条の 3 第 1 項において読み替えて適用する法第 35 条第 4 項の承認を受けた者（業として特定投資運用行為を行うことについて承認を受けた者）に限ります。</p>
信託受託者	<p>信託会社等</p> <p>信託会社等とは、投資信託法第 3 条に定める信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関）をいいます。</p>

○上場審査の内容

上場審査の内容は、「3. 上場審査の内容」をご覧ください。

④上場承認

上場審査が終了すると当取引所のホームページを通じて、また、報道機関などに対して、当

取引所が上場承認の発表を行います。上場承認日から上場日までの間に当取引所上場部上場会社担当者から適時開示の実務担当者の方に、適時開示の諸手続きについて説明が行われます。

⑤上場

上場した後は、当取引所の有価証券上場規程及び各種通知文等に基づき、適時開示等が求められます。特に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことが必要となります。

3. 上場審査の内容

上場審査は、主に以下の上場申請書類に基づいて実施いたします。なお、より適正な記載が望まれるものがある場合には、修正をお願いする場合があります。

a	有価証券新規上場申請書
b	有価証券報告書（ドラフト）又は有価証券届出書（ドラフト）
c	投資信託約款又は信託約款
d	新規上場申請に係る宣誓書
e	内国アクティブ運用型E T F の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書
f	デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資に関する確約書
g	投資信託財産等の範囲に関する確約書
h	ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書
i	新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類 ・新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み ・カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制等

(1) 上場審査基準一覧

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ＥＴＦ】	根拠規定	備考
管理会社	新規上場申請銘柄に係る管理会社が一般社団法人投資信託協会の会員であること。	有第 1104 条の 2 第 1 号	
法令への適合	新規上場申請銘柄が、公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）の受益証券であること。	有第 1104 条の 2 第 2 号 a	・括弧の記載は実際の規定では有第 1104 条第 1 項第 2 号柱書きに記載されています。
投資信託約款の記載内容	新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の（a）から（g）までの内容が記載されていること。 (a) 投資信託契約の期間の定めを設けない旨 (b) 計算期間として定める期間が 1 か月以上であること (c) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨 (d) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨 (e) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨 (f) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨 (g) 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項 イ 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 2 の要件を満たす投資制限が設けられていること。 ロ 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号の要件を満たす投資制限が設けられていること並びに同一銘柄の株式及び投	有第 1104 条の 2 第 2 号 b	・詳しくは、「 <u>(2) 信用リスク集中回避のための投資制限</u> 」の欄をご覧ください。

項目	審査内容【内国アクティブ運用型E T F】	根拠規定	備考
	資証券への実質投資割合を信託財産の純資産総額の20%以下とすること。		
デリバティブ取引等に係る権利に対する投資制限	<p>新規上場申請銘柄が、次の（a）から（d）までに該当するものでないこと。</p> <p>(a) 投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率にあらかじめ定めた倍率を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託の受益証券</p> <p>(b) 一般社団法人投資信託協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券</p> <p>(c) 一般社団法人投資信託協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券</p> <p>(d) その他基準価額の変動に係るリスク及び複雑性の観点から当取引所が適当でないと認めた投資信託の受益証券</p>	有第1104条の2第2号bの2	<ul style="list-style-type: none"> いわゆるブル型・ベア型の商品、仕組債と同様の商品性を有する複雑な商品、又は通貨選択型の商品等は、左記の要件を満たすことができません。 詳しくは、「(3) デリバティブ取引等に係る権利に対する投資制限」の欄をご参照ください。
投資信託約款の記載内容（禁止事項）	<p>新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の（a）及び（b）の内容が記載されていないこと。</p> <p>(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨</p> <p>(b) 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨（基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。）</p>	有第1104条の2第2号c	<ul style="list-style-type: none"> 内国指標連動型E T Fとの区別を明確にするために左記（a）が設けられています。
指定参加者	<p>指定参加者が、次の（a）及び（b）に適合すること。</p> <p>(a) すべて適格機関投資家であり、かつ、2社以上であること。</p> <p>(b) 指定参加者のうち、少なくとも1社は当取引所の取引参加者であること。</p>	有第1104条の2第2号d	
投資信託財産等の範囲	新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第19	有第1104条の2第2号e	<ul style="list-style-type: none"> 詳しくは、「(4) 投資信託財産等の範囲に関する上場審査」の欄をご参

項目	審査内容【内国アクティブ運用型E T F】	根拠規定	備考
	<p>条第3項第1号に掲げるもの（次の（a）から（c）までに掲げるものを除く。）に対する投資として運用すること</p> <p>(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等の受益証券等のうち、当該指標がレバレッジ型・インバース型指標であるもの</p> <p>(b) 有第1104条の2第2号bの2（a）から（d）までに規定する投資信託等の受益証券等</p> <p>(c) 投資信託等の受益証券等以外の有価証券であって、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利が組み込まれたもののうち、特定の指標（レバレッジ型・インバース型指標を除く。）に連動すること以外の</p>		<p>照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「投資信託等」とは、投資信託及び外国投資信託並びに投資法人及び外国投資法人の総称をいいます（以下同じ）。 ・「受益証券等」とは、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券及び外国投資証券の総称をいい、これらを受託有価証券とする施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券及び法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含みます（以下同じ）。 ・仕組債への投資は、指標に連動する投資成果を目的とするものを除き、認められません。 ・レバレッジ型・インバース型指標に連動する投資成果を目的として発行されたETNや仕組債への投資も認められません。

項目	審査内容【内国アクティブ運用型E T F】	根拠規定	備考
	投資成果を目的として発行されたもの		
円滑な流通の確保	新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。	有第 1104 条の 2 第 2 号 f	<ul style="list-style-type: none"> 確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」を用います。 当初設定時には、受益権口数等について信託契約における信託の終了事由に該当しないことが求められます。 当初設定日から一部解約の請求を開始できるまでの期間(クローズド期間)は、円滑な一部解約の請求の観点から問題が生じるほど長い期間ではない必要があります。
信用状況に関する管理体制等	新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型 E T F に該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。	有第 1104 条の 2 第 2 号 g	<ul style="list-style-type: none"> 確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」を用います。 指標連動有価証券組入型 E T F や提出書類については「<u>(5) 信用リスクがある E T F に関する上場審査</u>」の欄をご参照ください。
虚偽記載及び監査意見等	<p>次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。</p> <p>(b) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査</p>	有第 1104 条の 2 第 2 号 h、有施第 1106 条の 2 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> 「最近」の計算は、有価証券報告書等にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間の末日を起算日としてさかのぼります。

項目	審査内容【内国アクティブ運用型E T F】	根拠規定	備考
	報告書及び最近1年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。		
指定振替機関の取扱い	新規上場申請銘柄が指定振替機関（株式会社証券保管振替機構：JASDEC）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。	有第1104条の2第2号i	
その他	その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。	有第1104条の2第2号j	
ポートフォリオ情報の提供	新規上場申請銘柄について、ポートフォリオ情報が、投資者へ継続的に提供される見込みがあること。	有第1104条の2第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は「(6) ポートフォリオ情報の提供に関する上場審査」の欄をご参照ください。
開示の適正性	新規上場申請銘柄に係る管理会社が、内国アクティブ運用型E T Fに関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。	有第1104条の2第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は「(7) 開示の適正性に関する上場審査」の欄をご参照ください。 ・ また、「(9) 内国アクティブ運用型E T Fの上場実績を有する管理会社に対する審査」の欄もご参照ください。
投資信託財産等の運用等の健全性	新規上場申請銘柄に係る管理会社が、投資信託財産等の運用等を健全に行うことができる状況にあること。	有第1104条の2第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は「(8) 投資信託財産等の運用等の健全性に関する上場審査」の欄をご参照ください。 ・ また、「(9) 内国アクティブ運用型E T Fの上場実績を有する管理会社に対する審査」の欄もご参照ください。

項目	審査内容【内国アクティブ運用型E T F】	根拠規定	備考
			「 <u>審査</u> 」の欄もご参照ください。
信託受益者に関する情報の把握等	<p>新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次の a から c までに掲げる事項について、書面により確約すること。</p> <p>a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第 1107 条の 2 の規定に従い開示を行うこと。</p> <p>c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第 1107 条の 2 の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。</p>	有第 1104 条の 2 第 6 号	

(2) 信用リスク集中回避のための投資制限（有第 1104 条の 2 第 2 号 b (g)）

新規上場申請銘柄の投資信託約款に、次のイ又はロのいずれかの事項が記載されていることを確認します

- イ 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 2 の要件を満たす投資制限が設けられていること
- ロ 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号の要件を満たす投資制限が設けられていること並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合を信託財産の純資産総額の 20% 以下とすること。

審査にあたっては、上記の文言に限らず、上記と同一の趣旨の記載が投資信託約款にあるかを確認します。実質投資割合については、保有する投資信託等の受益証券等による投資も含めて管理することが必要です。

※新規上場申請銘柄の投資対象に含まれないアセットクラスに関する実質投資割合についての制限の記載は不要です。（例：投資証券が投資対象に含まれない場合、投資証券への実質投資割合についての制限の記載は不要です。）

上記ロと同一の趣旨の記載が投資信託約款にある場合は、「内国アクティブ運用型E T F の商品

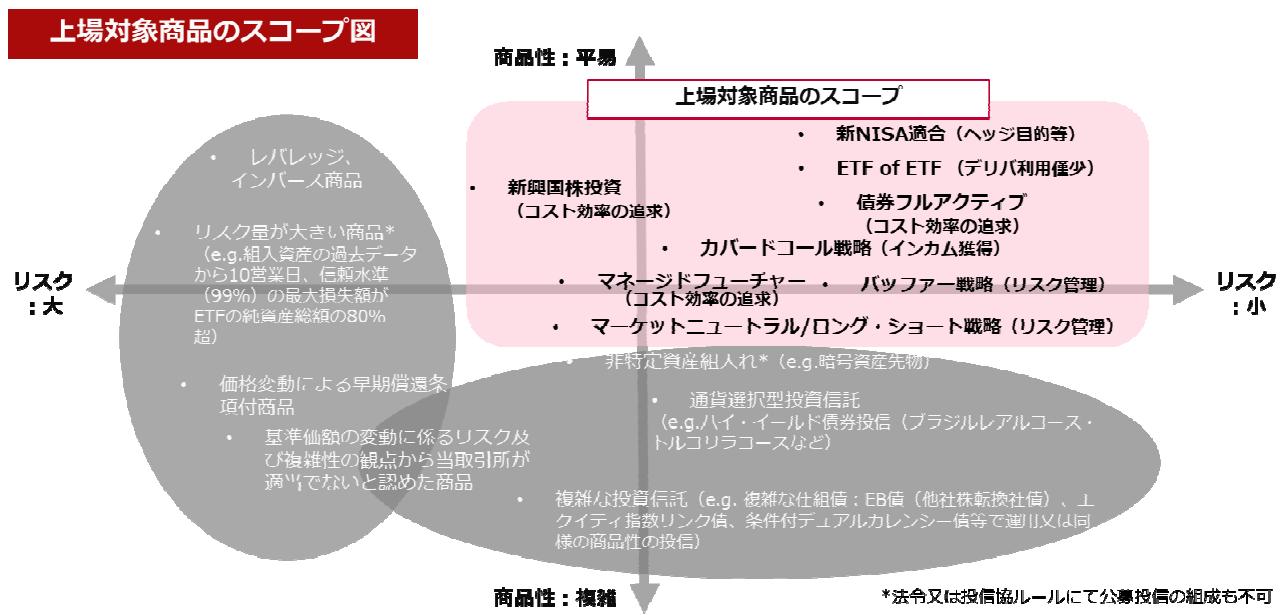
特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」において、投資信託等の運用に関する規則第17条の3第3項に定める支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響（投資リスクを含む。）の記載が必要です。

(3) デリバティブ取引等に係る権利に対する投資制限（有第1104条の2第2号bの2）

上場審査において、新規上場申請銘柄が、次の（a）から（d）までに該当するものでないことを確認します。

- （a） 投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率にあらかじめ定めた倍率を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託の受益証券
- （b） 一般社団法人投資信託協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券
- （c） 一般社団法人投資信託協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券
- （d） その他基準価額の変動に係るリスク及び複雑性の観点から当取引所が適当でないと認めた投資信託の受益証券

【参考】デリバティブ利用に係る上場対象商品のスコープ図



本項目の充足について、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資に関する確約書の提出が必要です。

一方、当該確約書の提出があったとしても、新規上場申請銘柄の運用方針の内容等から、前述

の（a）から（d）までに該当しないことが当取引所として確認できない場合には、上場申請の却下などをすることになります。

なお、新規上場申請銘柄の投資信託約款に、次のイからハまでに掲げる目的（以下単に「ヘッジ目的等」といいます。）によるものを除き、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引及び投資信託法施行令第3条第10号に掲げる商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではない旨の内容が記載されている場合、上記（a）から（d）までのいずれにも該当していないとみなすものとします。

- イ 投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ロ 投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的
- ハ 先物外国為替取引により、投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

※上記の文言に限らず、例えば、次のように、上記と同一の趣旨の記載が投資信託約款に記載されている場合を含みます。

（例）

- ・ デリバティブ取引に係る権利は、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします。
- ・ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ヘッジ目的等以外の目的でデリバティブの利用を行う場合は、「内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」において、デリバティブの利用方針、特徴的なリスク・リターン特性がある場合はその内容及び留意すべき投資スタイルを記載することが必要です。

また、ヘッジ目的等以外の目的でデリバティブの利用を行う場合は、その利用方針等について上記2. ①（事前連絡）の段階からご説明をお願いすることができます。

（4）投資信託財産等の範囲に関する上場審査（有第1104条の2第2号e）

本項目は、新規上場申請銘柄である内国アクティブ運用型ＥＴＦの投資信託財産等を、有第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用することを求めるものです。なお、本項目は、投資信託財産等を外国投資信託の受益証券や外国投資証券などに対する投資として運用する場合であっても、他の内国アクティブ運用型ＥＴＦと同様に適用されます。

本項目の充足は、主に、新規上場申請銘柄に係る管理会社において、投資信託財産等を有第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用することを確認できることを前提に、

当該管理会社に対して、投資信託財産等の範囲に関する確約書（有施第1103条第2項第3号）の提出を求めて確認しますが、当該確約書の提出があったとしても、新規上場申請銘柄の運用方針の内容や当該確約書の記載から、投資信託財産等を有第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用することが当取引所として確認できない場合には、上場申請の却下などをすることになります。

上記確約書の記載に関しては、下記4.（注2）をご参照ください。

（5）信用リスクがあるＥＴＦに関する上場審査（有第1104条の2第2号g）

当取引所では、「組入有価証券」や「組入債権」を投資信託財産等に組み入れる新規上場申請銘柄（指標連動有価証券等組入型ＥＴＦ）については、上場後継続的に運用が行われる見込みがあるかどうか及び、カウンター・パートナーの信用状況等に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されているかどうか、について上場審査を行います。

※組入有価証券：特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（いわゆる「リンク債」等）

※組入債権：特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利（いわゆる「OTCデリバティブ」等）

※カウンター・パートナー：組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方（当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者）

新規上場申請銘柄について、上場後継続的にカウンター・パートナーによる運用が行われる見込みがあるかどうか（新規上場申請銘柄の投資信託財産等の運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があるかどうか）に関する上場審査は、以下の①aからdまでの観点から行います。また、カウンター・パートナーの信用状況等に関する管理体制等に関する上場審査は、以下の②aからeまでの観点から行います。ただし、カウンター・パートナーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案します。例えば、外国法人であるカウンター・パートナーが、本国法制度によって四半期開示を行っているときには、当該四半期財務諸表等について確認を行います。

① 継続的な運用に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインⅪ 10. (1)	上場審査の観点
a カウンター・パートナーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。	・カウンター・パートナーが作成する財務諸表等や中間財務諸表等のうち直近のものにおいて、継続企業の前提に関する事項（いわゆるGC注記）が記載されていないことが必要となります。

上場審査等に関するガイドラインⅪ 10. (1)	上場審査の観点
	<p>※カウンター・パーティーとは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方のことをいいますが、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては保証者をことをいいます。</p>
<p>b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」が記載されていること又は監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」、「限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」が記載されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター・パーティーが作成する財務諸表等や中間財務諸表等に係る監査報告書、中間監査報告書、期中レビュー報告書のうち直近のものにおいて、公認会計士等の無限定適正意見等が記載されていること又は比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の限定付適正意見等が記載されていることが必要となります。 <p>※ここでの無限定適正意見等とは、監査報告書における「無限定適正意見」、中間監査報告書における「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」、期中レビュー報告書における「無限定の結論」を指します。</p> <p>※ここでの限定付適正意見等とは、監査報告書における「限定付適正意見」、「限定付意見」、中間監査報告書及び期中レビュー報告書における「除外事項を付した限定付結論」を指します。</p>
<p>c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間の末日において債務超過の状態でないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター・パーティーが事業年度又は中間会計期間の末日のうち直近の日において、債務超過でないことが必要となります。 ・当該基準については、カウンター・パーティーの最近の事業年度の財務諸表等を用いて確認します。
<p>d その他継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前記aからcまでの基準のほか、カウンター・パーティーが継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないことが必要となります。 ・支障を来たすおそれがある具体的な要因とは、カウンター・パーティーに関する信用リスクが高まった結果、当該カウンター・パーティーの破綻が懸念される状況である場合や、信用格付の引下げが検討されている状況である場合などが考えられます。 ・当該項目については、管理会社による説明資料、カウンター・パーティーによる公表資料、報道資料等を用いて確認します。

上場審査等に関するガイドラインⅩⅢ 10. (1)	上場審査の観点

② 信用状況等に関する管理体制やその他の適切な体制に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインⅩⅢ 10. (2)	上場審査の観点
a カウンター・パートナー等の適切な選定基準が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請銘柄に係る管理会社は、当該新規上場申請銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するために、カウンター・パートナー等の適切な選定基準を整備した上で、当該選定基準に基づいて適切な運用を行う必要があります。 新規上場申請銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するという目的に照らして、カウンター・パートナー等を選定する際ににおける、財務状況の健全性、適切な信用格付の内容、政府保証の有無等の当該カウンター・パートナー等が充足する条件が整備されていることが求められます。 <p>※カウンター・パートナー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方と、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては、当該保証者の両方をいいます。</p>
b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の権利の内容又は契約に係る権利の内容がその選定基準に照らして適切なものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券や組入債権の内容が、その選定基準に照らして適切なものであるかどうか（選定基準に基づいて適切な運用がなされているかどうか）を、管理会社の実務に照らして確認します。
c カウンター・パートナー等の財務状況等に係る管理体制が適切に整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 管理会社は、カウンター・パートナー等の財務状況や信用格付が変化した場合に、当該状況を反映した投資運用を機動的に行う必要があると考えられます。 機動的な運用を行うために、カウンター・パートナー等の財務状況や信用格付の状況を適時適切にモニタリングするための体制が整備されているかどうかを確認します。
d カウンター・パートナー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を	<ul style="list-style-type: none"> 上場ETFに係るカウンター・パートナー等が破綻すること等によって、当該ETFの運用資産に毀損が生じることが考えられます。したがって、管理会社は、カウンター・パートナー等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を

上場審査等に関するガイドラインⅪ 10. (2)	上場審査の観点
軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。	イー等の破綻のおそれ等が発生した場合は、例えば、運用対象となるリンク債の速やかな入替えを行ったり、発生した状況に応じて契約内容を見直したり、必要と認められる場合に適切なタイミングで運用資産について担保設定を行うことなど、適切に対応する必要があると考えられます。
e 管理会社又はその関係者がカウンター・パーティー等に関する情報を配信する場合にあっては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター・パーティー等の信用状況に関する情報は、広く一般に配信されている必要があります。そこで、カウンター・パーティー等自身等により配信が行われていない場合には、これらの情報を管理会社又はその関係者が配信する必要があります。 ・このような場合においては、当該情報の内容や配信方法が適切なものであるかどうかについて確認します。具体的には、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付の内容をホームページ等で、継続的に分かりやすく最新の情報を配信しているかどうかなどを確認します。

(6) ポートフォリオ情報の提供に関する上場審査（有第 1104 の 2 第 3 号）

新規上場申請銘柄については、有第 1107 条の 4 第 1 項第 2 号に規定するポートフォリオ情報が、同項の規定に従い投資者へ継続的に提供される見込みがあることを要します。

その確認に当たり、新規上場申請銘柄に係る管理会社に対し、ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書の提出を求めます。その記載に当たっては、下記 4.（注 3）をご参照ください。

ポートフォリオ情報の提供方法は、管理会社などのウェブサイトで配信するほか、情報配信ベンダーとポートフォリオ情報の配信に関する委託契約を締結し、JPX のウェブサイト「インディカティブ NAV・PCF 情報」(<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/inav/index.html>)などを通じて配信すること等が考えられます。

ポートフォリオ情報の提供を行う媒体名及び URL は、「内国アクティブ運用型 E T F の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の「5. ポートフォリオ情報等の提供方法」の欄に記載してください。

(7) 開示の適正性に関する上場審査（有第 1104 の 2 第 4 号）

新規上場申請銘柄に係る管理会社が、内国アクティブ運用型 E T F に関する情報の開示を適正

に行うことができる状況にあるかどうかに関する上場審査は、以下の観点から行います。

上場審査等に関する ガイドラインⅩ 11.	上場審査の観点
<p>(1) 新規上場申請書類のうち内国アクティブ運用型ＥＴＦに関する情報の開示に係るものに、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が適切に記載されていること。</p>	<p>ア この基準に基づく審査では、投資者の投資判断の拠り所となる開示資料の内容が内国アクティブ運用型ＥＴＦの実情を理解するうえで一般投資者にとって分かりやすく、かつ、誤解を生じさせることのない記載となっているかどうか、開示資料を通じて投資者の投資判断に重要な影響を与える事実等を適時にそして適切に開示できる状況にあるかどうかという点を確認します。これらは「内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」（以下、単に「報告書」ということがあります。）や法定開示書類（有価証券届出書又は有価証券報告書）などを主な審査資料として審査を進めていくことになります。</p> <p>イ 報告書については、その記載要領に沿って網羅的、かつ、具体的に記載されているか否かを確認することとなります。アクティブ運用の一般的なメリットとして、柔軟な運用により収益の獲得を目指すことができる事が挙げられますので、投資者の投資判断に必要な情報を適切に開示するという観点から必要のない限り、内国アクティブ運用型ＥＴＦの運用方針について、法定開示書類に比して詳細に記載することは求められませんが、記載すべき事項が欠落している場合や、記載が抽象的な表現や一般的な表現に終始し個別具体性に欠ける場合には、当該ＥＴＦの実情を理解することができないと考えられます。また、法定開示書類に増してより自由かつ広範な記載が可能なものとなっておりますので、当該ＥＴＦの運用体制など積極的に開示することが望まれます。</p> <p>ウ 上記を踏まえつつ、一般的に、投資者は運用プロセスから内国アクティブ運用型ＥＴＦの成果を想像することが多いことからすると、（その全てを網羅的に記載すべきか否かは商品性によるものの、）投資対象資産（資産クラス、セクター、業種など）や、投資スタイル（ポートフォリオの基本的特性や投資判断の頻度など）、許容されているリスク水準、制約条件などの投資判断上有用と考えられる情報については、特に分かりやすい記載とすることが必要です。</p> <p>エ 本規則の審査は報告書や法定開示書類などを主な審査資料として進めますが、審査資料の記載に誤りがあると認められる場合や工夫すべき点が認められる場合など、資料の訂正を求めることがあります。</p> <p>ただし、訂正の原因が事実関係を意図的に隠蔽しようとしたもの</p>

上場審査等に関する ガイドラインXII 11.	上場審査の観点
	や訂正内容が量的又は質的に重大であり開示資料を作成する体制整備が不十分であると判断される場合には、本規則に抵触するものとなります。
(2) 新規上場申請銘柄に係る 管理会社が、投資信託財産等の 運用等に重大な影響を与える事 実等の情報を適時、適切に開示 することができる体制にあるこ と。	<p>ア 開示体制の整備状況については、開示を担当する部署や人員構成、開示責任者、開示に関する規程の整備状況などを確認します。これらに基づいて適時開示に係る情報収集プロセス、分析・判断プロセス、公表プロセスといった業務フローの整備状況や上場後における決算情報や決定・発生事実等の具体的な開示時期の認識を審査します。これらの結果、適時開示に係る業務フローが未整備である場合や適時開示に関する認識が誤っており改善が見込めない場合には、開示体制の整備状況が不十分であると判断することとなります。</p> <p>イ また、ポートフォリオ情報や月次レポートによる運用実績、決算情報の開示体制を審査し、これらが未整備である場合においても開示体制の整備状況が不十分であると判断することとなります。なお、売買立会時間に入ってもポートフォリオ情報を提供できていない場合、それのみでは適時開示を行う必要はありませんが、管理会社において、ウェブサイトなどを用いて、直ちにポートフォリオ情報が配信されていない旨や再開の見通しなどを公表することが求められます（もしくは、情報配信ベンダーにより当該公表がなされることを要します）。月次レポートについては、前月の運用実績を当月中に開示することが求められます。審査の段階で、これらの公表・開示が困難であると見込まれる場合、審査の進め方はより慎重なものとなります。</p> <p>開示体制が不十分であると判断した場合には、上場申請の却下や開示体制に改善が認められる状況になるまで上場審査を継続（上場スケジュールを延期）することとなります。</p>

(8) 投資信託財産等の運用等の健全性に関する上場審査（有第1104の2第5号）

この基準に基づく審査では、新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資者の利益に対して忠実に行動しているか、そのために必要な投資信託財産等の運用等の意思決定機構を整備・運用しているかといった点について、次のような観点などから確認することとなります。

(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等にあたって、新規上場申

請銘柄の受益者の利益を害するがないよう、適切な体制を整備していること。

- (2) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等を有効に行うため、その内部管理体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。
- (3) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等にあたって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

これらの結果、投資信託財産等の運用等の意思決定が定められた手続きに従って行われないことが認められた場合や内部統制上の欠陥が認められた場合には、本規程に抵触するものと判断されます。

本規程に抵触する場合には、上場申請の却下や運用体制等に改善が認められる状況になるまで上場審査を継続（上場スケジュールを延期）することとなります。

以下、上記（1）から（3）までのそれぞれにつき、詳述します。

上場審査等に関するガイドライン XII 12.	上場審査の観点
(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等にあたって、新規上場申請銘柄の受益者の利益を害するがないよう、適切な体制を整備していること。	<p>ア まずは、管理会社において、投資信託財産等の運用等の専門性等の確保の観点から、運用方針に定められた投資信託財産等の運用等に係る実績（運用実績）があり、かつ、専門的経験等を有している人材が配置されているか否かについて確認を行います。</p> <p>「投資信託財産等」とは、投資対象資産（資産クラス、セクター、業種など）のほか、投資スタイル（ポートフォリオの基本的特性や投資判断の頻度）、ベンチマークが設定される場合は当該ベンチマークの内容のことをいいます。</p> <p>「運用実績」とは、類似の投資信託財産等を運用している実績（現在運用している場合を含む）のことをいいますが、「管理会社において、運用目標が策定され、これに沿った適切な運用プロセスを経て、投資信託財産等の運用等を行う体制が整備されているか」を実際の事例を用いて確認する観点から必要です。なお、新しく設立された会社であっても、関連する企業等からのノウハウの移転等により、組織としてこれらの事例を示せるのでれば、運用実績として取り扱います。</p> <p>専門的経験等を有している人材が配置されているか否かは、実質的な最終責任者等その他の運用プロセスに関する意思決定に携わる運用責任者等が、それぞれ類似の投資信託財産等の運用等に関して十分な経験を有するかといった観点から判断します。</p> <p>イ 次に、管理会社において、運用目標が策定され、これに沿った適切な運用プロセスを経て、投資信託財産等の運用等を行う体制が整</p>

上場審査等に関するガイドライン XII 12.	上場審査の観点
	<p>備されているか否かについて確認を行います。</p> <p>アクティブ運用型 E T F の運用に当たっては、運用目標に応じて、適切な運用プロセスを構築する必要があり、各フェーズに応じた専門的なノウハウが必要となります。</p> <p>まず、運用目標が、具体性のある数値（収益または収益から派生した尺度）、又は、合理的に説明可能な非数値情報によって設定されていることを確認します。そして、当該目標と運用プロセスとが整合的に策定されているか否かを確認します。この際、あわせて、投資対象資産の流動性の程度を踏まえることなく、運用プロセスが策定されていないか確認します。</p> <p>さらに、運用プロセスに関する意思決定を複数の主体（委員会、C I O 、ポートフォリオマネージャー、クオンツヘッドなど）で行うことも多い中、どの主体がどの決定に対して責任を有しているのかが明確になっているか否かについて確認を行います。また、これらの一連のプロセスを適切に遂行できる体制（人員体制やシステムの運用体制など）が整備できているかどうか社内諸規則の整備状況や体制図などから確認を行います。その際、過去の類似の投資信託財産等の運用においては実際に機能していたかをヒアリング等で確認することとします（今回、類似の投資信託財産等と異なる運用プロセスを構築する場合には、変更点・改善点を確認します）。</p>
(2) 新規上場申請銘柄に係る 管理会社が投資信託財産等の運 用等を有効に行うため、その内 部管理体制が、相応に整備され、 適切に運用されている状況にあ ると認められること。	<p>ア 新規上場申請銘柄の投資信託財産等の運用等に関する内部管理体制の整備状況について、社内諸規則の整備状況やその運用状況により確認を行います。運用状況については、過去の類似事例における書面（会議録など）などの提出を求めるなどして、当該社内諸規則に基づく運用がなされているかを確認します。一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条の4に規定する流動性リスク管理態勢の整備状況についても確認します。</p> <p>イ また、管理会社において、投資信託財産等が投資信託約款や運用方針等に則り適切に運用されているかどうか、また、運用の中で受益者の利益を害するような取引等が行われていないかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか確認します。これに当たっては、運用成果が運用目標を達成しているか、運用プロセスが目論見どおりに目標達成に貢献しているかを検証する体制が適切に整えられているか否かも確認します。そして、上記の検証結果を運用部門や必要に応じて経営部門</p>

上場審査等に関するガイドライン XII 12.	上場審査の観点
	にフィードバックされる仕組みが適切に整えられているか否かも確認します。
(3) 新規上場申請銘柄に係る 管理会社が投資信託財産等の運 用等にあたって、法令等を遵守 するための有効な体制が、適切 に整備、運用されている状況に あると認められること。	コンプライアンスに関する規程の整備・運用状況のほか、コンプライアンス担当部署が適切に機能しているか等の確認を行います。 また、管理会社において、利益相反取引をはじめとした法令（投資信託法や金商法等）違反行為がないかは勿論のこと、これらの行為を管理・防止するための仕組みが適切に整えられているか否か等について確認します。

(注) 特殊な場合における審査について

ここでは、ファミリーファンド形式、ファンド・オブ・ファンズ形式、E T F o f E T F 形式の場合の審査方法について説明します。

上記のうち、いずれの場合であっても、「新規上場申請銘柄の管理会社が、投資信託財産等の運用等を健全に行うことができる状況にあること」を審査することに変わりはありません。具体的には、以下のとおりです。

特殊な場合	審査方法
ファミリーファンド形式の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理会社とマザーファンドとの関係でも運用等の健全性に関する基準を当てはめて審査します。
ファンド・オブ・ファンズ形式の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請銘柄の管理会社に投資先投資信託等に対する適切なデューデリジェンスを行う能力（上場後のモニタリング体制の整備状況を含む）があるか否かを確認する趣旨で、投資先投資信託等及びその運用会社が運用等の健全性に関する基準を満たしていることについての説明も求めます。 ・ ただし、投資先が複数のインデックスファンドのみである場合などには、投資先のインデックスファンド及びその運用会社が個々に運用等の健全性に関する基準を満たしているか否かについて説明を求めず、管理会社が運用等の健全性に関する基準を満たしているかのみを審査します。

特殊な場合	審査方法
ETF o f E T F形式の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T F o f E T F 形式の場合、投資先の E T F が取引所市場において取引されているため、投資先の E T F に十分な流動性がないと、投資信託財産等の運用等を健全に行うことができません。 ・ したがって、上記のファンド・オブ・ファンズ形式に関する審査に加えて、新規上場申請銘柄に設定・解約の申込みがあった場合の対応方針（投資対象先の E T F を市場で取引するのか、設定・解約を申し込むのか）や、当該投資対象先の E T F で運用することによって健全な運用等を行えると考える理由、当該投資対象先の E T F の流動性が枯渇した場合の対処方針などを確認します（複数のインデックス E T F に投資する場合でも同様です）。

(9) 内国アクティブ運用型 E T F の上場実績を有する管理会社に対する審査

新規上場申請銘柄に係る管理会社が、最近 3 年間（「最近」の計算は、当該新規上場申請銘柄の上場申請日を起算日としてさかのぼります。）に、他の内国アクティブ運用型 E T F の上場承認を受けている場合において、当取引所が、今回の新規上場申請に係る提出書類等の内容を確認し、前回の上場申請時以降、当該管理会社の運用体制の状況等に大きな変化が見られないと認めるときには、当取引所は、上記「開示の適正性」及び上記「投資信託財産等の運用等の健全性」に関する上場審査について、前回の上場申請と異なる点を中心に審査を行うことができるものとします（上場審査等に関するガイドライン X II 13.）。

4. 上場申請書類等

内国アクティブ運用型E T F の上場申請時及び上場までに提出する必要がある書類は以下のとおりです。

※申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電磁的記録によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。

※表の列タイトルにある「書面」は書面で提出いただく書類を指しています。

※表の列タイトルにある「部数」は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1ファイルのご提出でかまいません。

※ 各フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「E T F ・新規上場申請者提出書類ダウンロード」

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
1	E T F 上場契約書（第4-1様式）【所定】	●	1部	上場承認日の前営業日まで	有第1102条第1項（有施第1101条）	・ 管理会社及び信託受託者からそれぞれご提出いただきます（連名ではありません。）。
2	有価証券新規上場申請書【所定】	●	1部	上場申請日	有第1103条第1項	・ 上場申請時において未確定である上場時の信託元本の額及び受益権口数は、確定した後「 <u>17. 上場申請有価証券確定通知書</u> 」でご連絡いただきます。
3	新規上場申請に係る宣誓書（第4-4様式）【所定】	●	1部	上場申請日	有第1103条第1項（有施第1102条第2項）	
4	内国アクティブ運用型E T F の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書【所定】		1部	上場申請日	有第1103条第2項第2号（有施第1103条第2項第1号）	・ 当該書類の記載内容については（注1）をご覧ください。 ・ 上場審査の中では、通常、同報告書の内容を裏付ける諸規程や会議録の写し等をご提出いただくことになります（有第1103条第4項参照）。
5	デリバティブ取引に係る権	●	1部	上場	有第1103条	

	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
	利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資に関する確約書【参考様式】			申請日	第2項第2号 (有施第1103条第2項第2号)	
6	投資信託財産等の範囲に関する確約書【参考様式】	●	1部	上場 申請日	有第1103条 第2項第2号 (有施第1103条第2項第3号)	・当該書類の記載内容については(注2)をご覧ください。
7	ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書【参考様式】	●	1部	上場 申請日	有第1103条 第2項第2号 (有施第1103条第2項第4号)	・当該書類の記載内容については(注3)をご覧ください。
8	新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類【参考様式】	●	1部	上場 申請日	有第1103条 第2項、同第4項 (有施第1103条第2項第5号が準用する同条第1項第2号の2)	・当該書類の記載内容は以下となります。 1. 新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み(有施第1103条第2項第5号が準用する同第1項第2号の2) 2. カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制等(有第1103条第4項)
9	有第1104条の2第6号の規定により管理会社が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場 申請日	有第1103条 第2項第2号 (有施第1103条第2項第5号が準用する同第1項第3号)	・当該書類の記載内容については(注4)をご覧ください。 ※信託受託者に関する情報の把握・開示等について
10	投資信託約款又は信託約款		2部	上場 申請日	有第1103条 第2項第2号 (有施第1103条第2項第5号が準用	

	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
					する同第1項 第4号)	
11	有第1103条第3項の規定により管理会社が提出する書類		備考	備考	有第1103条 第3項(有施 第1104条)	<ul style="list-style-type: none"> 当該書類の内容、部数及び提出時期については(注5)をご覧ください。
12	有価証券報告書(ドラフト)		2部	上場 申請日	有第1103条 第4項	
13	有価証券届出書(ドラフト)		2部	上場 申請日	有第1103条 第4項	
14	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書【参考様式】	●	1部	上場 申請日	有第1103条 第4項	<ul style="list-style-type: none"> 管理会社、信託受託者それからご提出いただきます。 当取引所に既にご提出いただいている場合には、提出の必要はありません。
15	運用指図に係る権限の全部又は一部の委託先に係る適時開示等について確約した書面	●	1部	上場承認 日まで	有第1103条 第4項	<ul style="list-style-type: none"> 当該書類の記載内容については(注6)をご覧ください。 上場時に当該委託を行う場合に限ります。
16	指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書【参考様式】		1部	上場承認 後直ちに	有第1103条 第6項	<ul style="list-style-type: none"> 当該書類の記載内容については(注7)をご覧ください。 当該書類は新規上場申請銘柄が有第1001条第13号に規定する指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合のみ提出いただきます。
17	上場申請有価証券確定通知書 【参考様式】		1部	確定後す みやかに	有第1103条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 上場申請時において未確定である上場時の信託元本の額及び受益権口数は、ETFを設定し具体的な数値が確定した後すみやかにご提出ください。

申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考

(注 1)

「内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」は、主に、開示の適正性（有第 1104 条の 2 第 4 号）及び投資信託財産等の運用等の健全性（同条第 5 号）の基準に適合しているかを確認するための基礎資料として用いられます。

上記報告書は、公衆の縦覧に供します。

所定の様式の記載上の留意事項・注意を参考にして、正確に記載してください。

特に、ヘッジ目的等以外の目的でデリバティブ取引等を利用する場合、支配的な銘柄が存在する場合（存在することとなる可能性が高い場合を含む）又は為替ヘッジを行う場合については、当該報告書において投資者に対する充実した説明を求めます。記載すべき事項については以下及び所定の様式の記載上の注意をご覧ください。

記載すべき事項	
ヘッジ目的等以外の目的でデリバティブ取引等を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用するデリバティブの概要・利用方針 ・ 投資リスクやリターンの特性 ・ 留意すべき投資スタイル
支配的な銘柄が存在する場合（存在することとなる可能性が高い場合を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一銘柄の組み入れ比率が高くなる可能性がある旨 ・ 投資リスク
為替ヘッジを行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格形成 ・ 為替ヘッジコスト ・ 留意すべき投資スタイル

(注 2)

「投資信託財産等の範囲に関する確約書」とは、新規上場申請銘柄の投資信託財産等を有第 1104 条の 2 第 2 号 e に掲げる資産に対する投資として運用する旨を管理会社が確約した書面となります。

新規上場申請銘柄の目論見書や「内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の「投資方針の概要」の記載から、投資信託財産等を投資信託等に対する投資として運用する可能性がなく、「投資信託財産等を有第 1104 条の 2 第 2 号 e に掲げる資産に対する投資として運用する」旨を容易に確約できる場合には、確約書は、その旨のみを内容とすることになります。

投資信託財産等を投資信託等に対する投資として運用する可能性がある場合でも、新規上場申請銘柄又は投資先投資信託等の目論見書やプロスペクタスの記載から、当該投資先投資信託等が有第 1104 条の 2 第 2 号 b の 2 の (a) から (d) までに規定する投資信託等の受益証券等に該当しないことを容易に確約できるときには、確約書は、「投資信託財産等を有第 1104 条の 2 第 2 号 e に掲げる資産に対する投資として運用する」旨のみを内容とすることになります。しかし、新規上場申請銘柄が外国投資信託の受益証券や外国投資証券に投資する可能性がある場合などで、新規上場申請銘柄に係る管理会社において、投資先投資信託等の目論見書やプロスペクタスの記載からのみでは、当該投資先投資信託等が有第 1104 条の 2 第 2 号 b の 2 の (a) から (d) までに規定する投資信託等の受益証券等に該当しないことを確約することができないと認めるときは、確約書には、「投資信託財産等を有第 1104 条の 2 第 2 号 e に掲げる資産に対する投資として運用する」旨とともに、新規上場申請銘柄の商品性や当該投資先投資信託等の本国等における法制度、実務慣行等を踏まえつつ、上記の確約の方法として、例えば、次のような内容を記載することを認めます。

なお、具体的な記載内容について、上記 2. ①（事前連絡）の段階から、ご説明をお願いする

ことがあります。

- ・ 新規上場申請銘柄は、外国投資信託の受益証券や外国投資証券に投資する可能性があり、この場合、投資先投資信託等のプロスペクタス等の記載から、当該投資先投資信託等が運用において用いるデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、有第1104条の2第2号bの2の(a)から(d)までに規定する投資信託等の受益証券等に該当していないことを容易に確認できない場合があること
- ・ 投資先として予定している投資信託等の現在におけるデリバティブ取引等の利用状況
- ・ 上記投資先投資信託等が、現在、デリバティブ取引等の利用している場合には、
 - 当該投資先投資信託等の運用会社に対し、質問状等で、当該デリバティブ取引等の利用目的を確認したこと
 - 新規上場申請銘柄の管理会社として、上記のデリバティブ取引等が有第1104条の2第2号bの2の(a)から(d)までに規定する投資信託等の受益証券等に該当していないと認めていること
- ・ 投資開始後も、投資先投資信託等の運用会社から定期的にモニタリング用データを受領するなどして、デリバティブ取引等の利用状況を確認すること
- ・ 上記の確認の中で、投資先投資信託等が要件を満たしていないことが認められた場合には、当該投資先投資信託等を投資対象候補から削除することを検討する等、適切に対応すること
- ・ 投資先投資信託等を新たに追加する場合にも、上記に準じた対応を行うこと

(注3)

管理会社に対し、「ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書」の提出を求めます。これにより、ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨、及び、ポートフォリオ情報の提供方法として指定した媒体において、売買立会時間に入ってもポートフォリオ情報を提供できておらず、その旨や再開の見通しなどを公表することもできていない場合には、管理会社において、ウェブサイトなどを用いて、直ちにこれらに関する公表を行う旨を確約いただきます。

(注4)

「9：有第1104条の2第6号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。

- a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の2の規定に従い開示を行うこと。
- c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定の2に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。

(注5)

「11：有第1103条第3項の規定により管理会社が提出する書類」の内容、部数及び提出時期は以下のとおりです。

(1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合

次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部（bに掲げる書類の写しについては1部）

- a 有価証券届出書（添付書類を含む。訂正届出書についても同様。）

- b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
 - d 届出目論見書及び届出仮目論見書
- (2) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のa又はbに掲げる書類を提出した場合
- a 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）及びその添付書類
 - b 半期報告書（訂正報告書を含む。）
- その写し各2部
- (3) 新規上場申請に係る募集又は売出しを行った場合
当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」
(※当該通知書の提出は、上場の時までに行えば足りるものとします。)

(注6)

「15：運用指図に係る権限の全部または一部の委託先に係る適時開示等について確約した書面」とは、以下の事項について確約した書面となります。

- a 当該銘柄に係る投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託先（委託先を変更した場合、当該変更後の委託者を含む。以下「再委託先」という。）に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 再委託先に関する情報について東京証券取引所の定めるところにより開示を行うこと。
- c 東京証券取引所の定めるところにより再委託先に関する情報の開示を行うことについて当該再委託先が同意していること。

(注7)

「16：指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書」に関しては、以下の項目についてご記載いただきます。

- (1) カウンター・パーティー等の信用状況に関する管理体制
 - 1 カウンター・パーティー等の選定基準
 - 2 カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制
 - 3 カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制
- (2) カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制（情報の配信方法等）
(※カウンター・パーティー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方、又は当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）を指します。)

5. (参考) テクニカル上場

テクニカル上場とは上場内国ETFが併合（投資信託法第16条第2号の規定に基づき、二以上の上場内国ETFが併合を行う場合に限ります。）を行い上場廃止となる場合で、併合後の内国ETFが新規に上場することをいいます。当該ETFに係る上場審査は通常の審査と同様の基準（新規上場申請銘柄が内国アクティブ運用型ETFである場合にあっては、有第1104条の2各号）に掲げる基準を用いて行われます。上場審査の内容や申請書類等の詳細は前項「3. 上場審査の内容」及び「4. 上場申請書類等」をご確認ください。

○留意事項

- ・テクニカル上場を伴う併合を決定した場合には、直ちに当該事実を適時開示する必要があると

ともに、既存ＥＴＦの上場廃止手続き、新規ＥＴＦの上場審査手続き等が必要となりますので、テクニカル上場をご検討の際には、十分な余裕を持って事前にご連絡ください。

・テクニカル上場に係る上場審査については、通常の上場審査と同様に6週間程度の期間が必要となりますので、テクニカル上場に関する上場申請は、原則として、併合の効力発生日の6週間前までに行っていただく必要があります。

II 適時開示

1. 適時開示項目

内国アクティブ運用型ETFの適時開示項目は以下のとおりです。

フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「ETF適時開示書類ダウンロード」

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

種類	内容	開示の根拠	備考
管理会社 決定事実	売出し	有第1107条の2第2項第1号aが準用する有第1107条第2項第1号a(a)	
	上場内国アクティブ運用型ETFに係る受益権の併合又は分割	有第1107条の2第2項第1号aが準用する有第1107条第2項第1号a(a)の2	・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ETFの受益権の併合又は分割は行わないものとします。(有第1110条の2第1項)
	投資信託に必要な資金の借入れ	有第1107条の2第2項第1号aが準用する有第1107条第2項第1号a(b)	・投資信託、外国投資信託又は信託に必要な資金の借りのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れは開示の対象ではありません。
	投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約	有第1107条の2第2項第1号aが準用する有第1107条第2項第1号a(c)、有施第1109条第2項第1号	・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。具体的には投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当する場合をいいます。 a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更 b 本店所在地の変更 c その他投資者の投資判

種類	内容	開示の根拠	備考
			断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由
	上場内国アクティブ運用型E T Fの名称の変更	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (c) の 2	
	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する内国アクティブ運用型E T Fの上場の廃止に係る申請	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (d)	
	管理会社の合併	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (e)	
	管理会社の破産手続開始の申立て	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (f)	
	管理会社の解散（合併による解散を除く。）	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (g)	
	管理会社の金融商品取引業、登録金融機関業務又はこれらに類する業の廃止	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (h)	
	法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなること	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (i)	
	管理会社の会社分割（事業の全部を承継させる	有第 1107 条の 2 第	

種類	内容	開示の根拠	備考
	場合に限る。)	2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (j)	
	管理会社の事業の全部の譲渡	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (k)	
	管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等（注 1）に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (l)、 有施第 1109 条第 2 項第 2 号	・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認めるものに該当するものを除きます。 ・詳細は（注 2）をご参照ください。
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (m)	
	適格機関投資家以外の者を指定参加者とすること又は適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外すること	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (n)	
	指定参加者の数を 2 社未満とすること又は指定参加者の数を 2 社以上とすること	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (o)	
	当取引所の取引参加者である指定参加者の数をゼロとすること又は当取引所の取引参加者である指定参加者の数を 1 社以上とすること	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (o) の 2	
	追加信託、一部解約若しくは交換又は上場内国アクティブ運用型 E T F の買取りを臨時に停止することとしたこと。	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (p)	
	当該銘柄を指定振替機関の振替業における取	有第 1107 条の 2 第	

種類	内容	開示の根拠	備考
	扱いの対象としないこととしたこと。	2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (q)	
	上場内国アクティブ運用型 E T F のポートフォリオ情報の提供方法の変更	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 b	・ 詳細は (注 3) をご参照ください。
	上場内国アクティブ運用型 E T F のポートフォリオ情報の投資者への提供の停止	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 c	
	上場内国アクティブ運用型 E T F 又は管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (t)	・ 詳細は (注 4) をご参照ください。
管理会社 発生事実	法第 51 条又は法 51 条の 2 の規定による業務改善命令又はこれに類する処分	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (a)	
	上場廃止の原因となる事実 (第 1112 条の 2 第 1 号に掲げる事由に係るものに限る。)	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (b)	
	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等 (注 1) の認可、承認又は処分	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (c)	
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動 (業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) において、その内容を開示した場合を除く。)	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (d)	
	2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等 (注 1) に対して、	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (e)	

種類	内容	開示の根拠	備考
	法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。		
	適格機関投資家以外の者が指定参加者となつたこと又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなったこと。	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (f)	
	指定参加者の数が 2 社未満となったこと。	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (g)	
	当取引所の取引参加者である指定参加者の数がゼロとなったこと	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (g) の 2	
	上場内国アクティブ運用型 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (h)	・詳細は（注 4）をご参照ください。
信託受託者決定事実	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する内国アクティブ運用型 E T F の上場の廃止に係る申請	有第 1107 条の 2 第 2 項第 3 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 c (a)	
	上場内国アクティブ運用型 E T F 又は信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第 1107 条の 2 第 2 項第 3 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 c (b)	
信託受託者発生事実	上場廃止の原因となる事実（第 1112 条の 2 第 2 号に掲げる事由に係るものに限る。）	有第 1107 条の 2 第 2 項第 4 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 d (a)	
	上場内国アクティブ運用型 E T F 又は信託受	有第 1107 条の 2 第	

種類	内容	開示の根拠	備考
	託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	2 項第 4 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 d (b)	
決算	上場内国アクティブ運用型 E T F に係る特定期間又は中間特定期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合	有第 1107 条の 2 第 2 項第 5 号	
格付変更等	<p>上場指標連動有価証券等組入型 E T F にあっては、次の (a) から (i) までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合（当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に (a) から (g) まで又は (i) に掲げる事実が発生したとき）であって、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを見たとき</p> <p>(a) 信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更（取得している場合に限る。）</p> <p>(b) 財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。</p> <p>(c) 事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告</p>	<p>有第 1107 条の 2 第 2 項第 6 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 e の 2</p>	<p>※カウンター・パーティー、組入有価証券及び組入債権の詳細については「<u>上記 I . 3. (4) 信用リスクがある E T F に関する上場審査</u>」をご覧ください。</p>

種類	内容	開示の根拠	備考
	<p>書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。</p> <p>(e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(f) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたこと又は停止されることが確実となったこと。</p> <p>(g) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(h) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失</p> <p>(i) カウンター・パーティーの財務状況に関する重要な事実</p>		
その他	<p>上場内国アクティブ運用型ＥＴＦに係る管理会社が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）</p> <p>上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格との間において、次のa若しくはbに該当する場合その他投資判断上重要な乖離が生じた場合又はこれらに該当するおそれが生じた場合</p>	<p>有第1107条の2第2項第7号</p> <p>有第1107条の2第2項第8号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は（注5）をご参照ください。 当日、売買立会において売買が成立せず、市場価格の終値がつかない場合には、直近で売買立会において売買が

種類	内容	開示の根拠	備考
	a 上場内国アクティブ運用型E T Fの一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率（売買立会における市場価格の終値を上場内国アクティブ運用型E T Fの一口あたりの純資産額で除した値から1を減じた値の絶対値を百分率表記した値をいう。）が20%以上となった場合		成立した日の終値を用いて乖離率を算出することとします。
	b 上場内国アクティブ運用型E T Fの一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が5%以上となった日が7営業日連続した場合		
	上場内国アクティブ運用型E T Fのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合	有第1107条の2第2項第9号	・詳細は（注6）をご参照ください。
	上場内国アクティブ運用型E T Fの純資産総額の年間平均が10億円未満となった場合	有第1107条の2第2項第10号	・詳細は（注7）をご参照ください。

(注1)

「内閣総理大臣等」とは、「内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（外国会社その他の外国の者にあっては、これらに相当する外国の行政庁を含む。）」をいいます。

(注2)

「管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出」について

(1) 有価証券上場規程に基づく開示義務

上場内国アクティブ運用型E T Fに係る管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出を行うことを決定した場合には、有第1107条の2第2項第1号aが準用する有第1107条第2項第1号a（1）に基づく開示が必要となります。

ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと東証が認める場合は、開示は不要です。軽微として認められるものとしては、以下の事項が含まれます。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止及び変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

- ・ 資本金の変更（減資の場合を除く）
- ・ 業務方法書の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
例：投資信託委託会社の組織図、苦情の解決のための体制
- ・ 親法人等、子法人等の異動（親会社、投資判断上重要な子会社については開示が必要となります。）
- ・ 定款の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
- ・ 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所の変更

(2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限以下の事項について記載するようお願ひいたします。

- a 認可若しくは承認の申請又は届出を行った日（決議した日を含む）
- b 認可若しくは承認の申請又は届出の内容（申請又は届出を行った理由を含む）
- c 今後の見通し（上場ETFに与える影響を含む）

(3) 開示上の注意事項

- a 本項目において開示することを義務付けられる事実が、他の開示事項にも重複して該当する場合には、当該他の開示事項に該当する事実として開示してください。ただし、その際にも、届出日は必ず記載してください。
- b 上記に掲げた軽微と認められる事項については例示であり、それ以外の事項であっても投資情報として重要性がないことが明白なものについて軽微基準の対象となり得ますので、開示の要否につきましては、東証担当者までお問い合わせください。

(注 3)

「上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報の提供方法の変更」について

上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社がポートフォリオ情報の提供方法の変更を決定した場合には、有第1107条の2第2項第1号bに基づく開示が必要となります。

その上で、「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の「5. ポートフォリオ情報等の提供方法」の欄に記載された当該情報の提供を行う媒体名及びURLを更新し、変更後直ちに変更後の報告書を提出して下さい。

(注 4)

「上場内国アクティブ運用型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」について

有第1107条の2第2項第1号aが準用する有第1107条第2項第1号a(t)及び有第1107条の2第2項第2号が準用する有第1107条第2項第1号b(h)に規定する「上場内国アクティブ運用型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するものには、例えば、以下のものがあります。

(1) 収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込額の確定

添付の書式を参考に、収益分配金又は信託財産に係る給付金の予想数値を、権利付最終日の午前中までに開示してください。なお、決算日以外に収益分配又は給付を行う場合にも、収益分配又は給付の対象となる権利付最終日の午前中までに開示してください。

(2) 収益分配金又は信託財産に係る給付金の確定

収益分配金又は信託財産に係る給付金の確定数値を、計算期間の終了日（決算日）に開示してください。

(注 5)

「上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの一口あたりの純資産額と市場価格との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合」について

有第 1107 条の 2 第 2 項第 8 号に規定する数値基準に該当した場合は、投資者が的確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、乖離の状況、要因、投資判断上留意すべき点、今後の見通し等について、適時かつ適切に情報開示を行っていただくことを想定しています。

数値基準に該当しないものの、管理会社が重要な乖離又は乖離のおそれが生じたものと判断する場合には、上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品性等を踏まえて、投資者に対する注意喚起が必要かどうかといった観点から開示の要否をご検討ください。

(注 6)

「上場内国アクティブ運用型ＥＴＦのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合」について

有第 1107 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する「上場内国アクティブ運用型ＥＴＦのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合」とは、情報配信ベンダーとの委託契約が解除される見込みとなった場合やポートフォリオ情報の配信が停止した後翌日の配信についても再開する見通しが立っていない場合などが考えられます。

ポートフォリオ情報の提供方法を複数指定している場合には、その全てにおいて継続して提供されないおそれが生じたときに適用されます。

ポートフォリオ情報の配信が停止した後翌日の配信についても再開する見通しが立っていないような場合、適時開示に当たっては、当取引所において遅くとも 5 営業日中に配信が再開しないと認める場合は監理銘柄指定を行うことを前提に、次の事項について記載が求められます。

- ・ ポートフォリオ情報の配信が再開されないまま、同日含め 5 営業日目経過すると取引所が認める場合は監理銘柄指定されるおそれがあること
- ・ ポートフォリオ情報の配信が再開する目途が立っていたとしても、結果として再開せずに 1 か月経過してしまうと上場廃止になること

(注 7)

「上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの純資産総額の年間平均が10億円未満となった場合」について

有第1107条の2第2項第10号に規定する「純資産総額の年間平均」(年間平均純資産総額)とは、前年4月1日から3月末日までの1年間における日々(休業日を除外します。)の純資産総額の単純平均をいいます。

年間平均純資産総額が10億円未満となるか否かは、3月末日を基準日として毎年度判断されますが、基準日において上場後5年未満の銘柄については、適用されません。

本規定による適時開示に当たっては、次の事項について記載が求められます。

- ・これより翌年3月末日まで上場廃止にかかる猶予期間に入り、翌年2月最終営業日を目途に、前年4月1日から2月末日までの11か月間における日々(休業日を除外します。)の純資産総額の単純平均の経過開示を行うこと
- ・翌年3月末日を基準日として上場廃止基準の適否にかかる審査が行われること

2. 「内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の開示

管理会社は、内国アクティブ運用型ＥＴＦの「有価証券新規上場申請書」に「内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」を添付するものとし（有第1103条第2項第2号。上記I.4. 参照）、当該報告書は、上場前及び上場後において、公衆の縦覧に供されます（有第1103条第5項、有施第1105条第3号）。

上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの管理会社は、上記報告書に記載された運用方針の概要、投資リスク、これらを踏まえた想定投資者属性又はポートフォリオ情報の提供方法に変更が生じたときは、変更後直ちに変更後の報告書を提出する必要があります（有第1107条の2第4項、有施第1109条の2第5項）。ただし、上記の事項以外の記載事項に変更が生じた場合には、変更後から、当該変更が生じた日の属する計算期間の末日（計算期間が6か月未満の場合は、当該変更が生じた日から起算して6か月を経過する日の属する計算期間の末日）の翌日から起算して3か月が経過するまでの間に、変更後の報告書の提出を行うことで足ります（有第1107条の2第5項）。変更後の報告書についても、公衆の縦覧に供されます（同条第6項）。

〔報告書作成から提出までの事務フロー〕

内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書の様式は下記の当取引所ＨＰよりダウンロードしてください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

上場後、変更後の報告書についてはＴＤｎｅｔオンライン登録サイトより、「縦覧書類を提出する」の「管理体制等に関する報告書」からＰＤＦファイルをご登録ください。

3. 情報提供項目

上場内国アクティブ運用型ＥＴＦは、以下の情報について投資者に提供することが求められます。管理会社のウェブサイトなど、投資者が閲覧・利用しやすい方法により情報提供を行ってください。

上場内国アクティブ運用型ＥＴＦ各銘柄の情報提供方法（提供媒体、掲載箇所等）については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所ＨＰに掲載しています。

種類	内容	根拠	備考
情報提供	上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの日々の純資産総額（NAV）及び一口あたりの純資産額	有第1107条の4第1項第1号	
	日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報	有第1107条の4第1項第2号	・詳細は（注1）をご覧ください。
	上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの前月における運用実績に関する情報	有第1107条の4第1項第3号	・詳細は（注2）をご覧ください。
	上場内国アクティブ運用型ＥＴＦに関する総経費率	有第1107条の4第1項第4号	・詳細は（注3）をご覧ください。

（注1）

「日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報」の投資者への情報提供について

内国アクティブ運用型ＥＴＦの管理会社は、日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供することが義務づけられています（上記I.3.（5）もご参照ください）。

ポートフォリオ情報には、次の事項が含まれている必要があります（有第1107条の4第1項第2号、施第1109条の4第2項）。

- ① 上場内国アクティブ運用型ＥＴＦに関する次のaからdまでに掲げる事項
 - a 銘柄コード
 - b 名称
 - c 保有する現金の量
 - d 受益権口数
- ② 上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの組入資産に関する次のaからcまでに掲げる事項
 - a 名称又は銘柄コードその他の有価証券、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨の内容を特定できる情報
 - b 前aにより特定された各組入資産の数量又は金額
 - c 前aにより特定された各組入資産の単価

なお、上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの組入資産に投資信託等の受益証券等が含まれる場合、上記②に掲げる事項は、当該投資信託等が投資する有価証券、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨ごとに記載するものとします。ただし、当該投資信託等が、次に掲げるものである場合は当該投資信託等の受益証券等について記載すれば足ります（施第1109条の4第3項）。

- ・ 投資者の資金を主として有第1201条第12号に掲げる不動産等又は同条第1号の3に掲げるインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とする投資信託等であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの
- ・ 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等又はポートフォリオ情報を日々継続的に投資者に提供する投資信託等であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの
- ・ 上記に類する投資信託等であって、その受益証券等が外国金融商品取引所等に上場しているもの

ポートフォリオ情報の提供方法として指定した媒体において、売買立会時間に入てもポートフォリオ情報を提供できておらず、その旨や再開の見通しなどを公表することもできない場合には、管理会社において、ウェブサイトなどを用いて、直ちにこれらに関する公表を行ってください。

「上場内国アクティブ運用型ＥＴＦのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合」（有第1107条の2第2項第9号）は、適時開示を行っていただく必要があります（詳しくは、上記Ⅱ.1.をご覧ください）。

EＴＦの推定純資産価額の配信について

- ・ EＴＦの推定純資産価額については、EＴＦの円滑な流通、公正な価格形成、投資の普及・促進等に資すると考えられるため、積極的な情報配信が望まれます（有第1110条の2第3項）。
- ・ 情報配信媒体については問いませんが、配信される場合においては、誠実かつ公正に算出するものとします。
- ・ 当該情報配信に関しては管理会社の任意によるものではありますが、上記に関して個別に状況等を確認させていただく場合があります。

(注2)

「上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの前月における運用実績に関する情報」の投資者への提供について

上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの管理会社は、上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの前月における運用実績に関する情報（月次レポート）を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するよう義務付けられています。なお、上場後初回の月次レポートについては、上場日を含む月及び上場日の翌月における運用実績に関する情報を翌々月に提供すれば足りるものとします。

投資者への提供に当たっては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとします（下線部は、一般社団法人投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運

用報告書等に関する規則」第18条と異なる部分です。)。

(月次レポートの記載項目)

① E T F の概要

設定日、償還日、決算日並びに基準日（月次レポートの開示を行うに当たり管理会社が任意に定めた当該適時開示の基準となる日をいう。以下同じ。）の基準価額及び純資産総額等について表示するものとする。

② 基準価額推移のグラフ

過去3年以上の期間について表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。また、目論見書又は「内国アクティブ運用型E T Fの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」にベンチマーク（当該E T Fの運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとする。以下同じ。）を明記しているE T Fについては、当該ベンチマークと比較して表示するものとする。ベンチマークを明記していないE T Fについても、株価指数等の参考指標と併記して表示することが望ましい。商品の性質上、そのどちらも併記することが望ましくない場合は、その具体的な理由を注記その他の方法により表示するものとする。

③ 当該E T Fの期間別騰落率

基準日の基準価額を基準とし、1年間及び3年間（設定から3年未満のE T Fは、設定来の期間とする。）の期間の騰落率を表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。なお、目論見書又は「内国アクティブ運用型E T Fの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」にベンチマークを明記しているE T Fについては、当該ベンチマークの各期間における騰落率を併せて表示するものとする。ベンチマークを明記していないE T Fについての取扱いは、前記②の例による。

④ 費用に関する開示

前記②の開示に当たっては、当該E T Fの信託報酬率又は当該信託報酬率が変動する場合における基準日の直近の信託報酬率並びに当該基準価額が信託報酬率控除後のものである旨を注記する。なお、この場合、信託報酬額の表示に代えることもできるものとする。

⑤ 分配金の実績

過去3期以上の期間について表示するものとする。

⑥ 資産の組入れ状況

当該E T Fの商品性格に応じて、資産構成、組入上位銘柄及び業種別比率等により当該E T Fのポートフォリオの状況を表示するものとする。

⑦ 債券を主要投資対象とするE T Fで管理会社が商品性格上適切と判断するE T Fについては、組入債券の平均残存期間又はデュレーション等によりポートフォリオの状況を表示するものとする。

⑧ 上記のほか、当該E T Fの運用成果等に関する運用責任者の自己評価や市場環境の見通し、これらを踏まえた今後の展望等、投資者の投資判断に当たり有益と判断される情報を記載することが望ましい。

⑨ また、管理会社における、当該E T Fの想定投資者に応じた、E T Fの円滑な流通及び公正な価格形成に関する現在の認識、及び、それを踏まえた今後の取組みを簡潔に記載することが望ましい。なお、現在の認識の記載に当たっては、当該E T Fの注文板の厚さやビッド・オファーのスプレッド、E T Fの市場価格と一口当たり純資産額の乖離の状況、立会市場外での執行状況、マーケットメイカーのサインアップの状況など、具体的かつ最新の情報に言及することが望ましい。（※）

（※）当該情報については、E T Fの円滑な流通及び公正な価格形成に資すると考えられる情報であるため、積極的な記載が望まれます（有第1110条の2第3項）。

（注3）

「上場内国アクティブ運用型ＥＴＦに関する総経費率」とは、総経費率とその内訳（運用管理費用及びその他費用）のことであり、交付目論見書、各社ウェブサイト等の任意の媒体での開示を求めます。

○留意事項

- ・ 総経費率は、当期中（計算期間が 6 カ月未満の投資信託については、6 カ月を対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引 税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1 口当たり)を乗じた数で除して算出した比率を表示することとする。
- ・ 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第 2 位未満を四捨五入して表示するものとする。
- ・ 総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを管理会社にて重要性を判断の上、併せて注記することとし、管理会社の判断によりこれ以上の詳細な情報を開示することを妨げない。
- ・ その他必要に応じた注記を記載のうえ、投資者に誤解を与えないように留意するものとする。

4. 提出書類

内国アクティブ運用型E T Fの管理会社が提出する書類は以下のとおりです。ただし、有第1107条の2の規定に基づき行う情報の開示（適時開示）により、東証に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、東証が適当と認めるときは、当該書類を提出していただく必要ありません。

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
売出しを行う場合	目論見書	1部	作成後直ちに	有第1108条の2 第1項(有施第1110条の2 第2項が準用する有施第1110条第2項第1号a)	<ul style="list-style-type: none"> ・書面提出 ・当該書類は公衆縦覧に供されます。 ・E D I N E Tにより有価証券届出書を内閣総理大臣等に提出した場合には、提出する必要はありません。
	有価証券通知書 (変更通知書を含む。)	1部	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	有第1108条の2 第1項(有施第1110条の2 第2項が準用する有施第1110条第2項第1号b)	<ul style="list-style-type: none"> ・Target (PDF提出)
投資信託約款又は信託約款の変更若しくは投資信託契約又は信託契約の解約がある場合	変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類	1部	変更確定後直ちに	有第1108条の2 第1項(有施第1110条の2 第2項が準用する有施第1110条第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・TDnet (TDnet オンライン登録サイトより、「縦覧書類を提出する」の「約款(全文)」から PDF ファイルをご登録ください) ・当該書類は公衆縦覧に供されます。

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
代表者の異動その他の上場内国アクティブ運用型ＥＴＦに関する権利等に係る重要な事項が発生した場合	決定に係る通知書	1部	決定を行つた後直ちに	有第1108条の2第1項(有施第1110条の2第2項が準用する有施第1110条第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> Target (PDF提出)
収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額が確定した場合	上場内国アクティブ運用型ＥＴＦに係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面	1部	計算期間末日の2日前(休業日を除外します。)の日	有第1108条の2第1項(有施第1110条の2第3項が準用する有施第1110条第5項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> Target (PDF提出) 計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前(休業日を除外します。)の日
運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を行う場合	再委託先に係る適時開示等について確約した書面	1部	決定を行つた後直ちに	有第1108条の2第2項	<ul style="list-style-type: none"> Target (PDF提出) 当該書類の記載内容については(注1)をご覧ください。
上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの名称を変更するとき	有価証券変更上場申請書	1部	提出要件に該当した後速やかに	有第1105条第1項	<ul style="list-style-type: none"> Target (PDF提出) 当該申請書は、その変更に先立ち、ご提出ください。 上場内国アクティブ運用型ＥＴＦの名称変更は、効力発生日の3週間程度前を目安にご提出ください。 有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が開示又は提出書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって変更申請したものとみなし

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
					ます。
上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報提供の方法を新たに決定又は変更する場合	上場内国アクティブ運用型ETFに係る情報提供方法を記載した書面	1部	決定又は変更前からかじめ	有第1107条の4第2項が準用する有第1107条の3第2項	・Target (Excel提出) ・ETFの推定純資産価額の提供状況についても記載していただきます。
毎月末日の上場ETFの受益権口数及び純資産総額を把握した場合	毎月末日の上場ETFの受益権口数及び純資産総額を記載した書面	1部	翌月第5営業日までに	有第1108条の2第2項	・Target (Excel提出) ・TDnetにて受益権口数及び純資産総額の開示を行う場合は提出不要です。
前年4月1日から3月末日までの1年間における日々(休業日を除外する。)の上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額を把握した場合	前年4月1日から3月末日までの1年間における日々(休業日を除外する。)の上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額を記載した書面	1部	直ちに (3月末日時点において上場後5年未満である場合を除く。)	有第1108条の2第1項(有施第1110条の2第4項第1号)	・Target (Excel提出)
前年4月1日から2月末日までの11か月間における日々(休業日を除外する。)の上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額を把握した場合	前年4月1日から2月末日までの11か月間における日々(休業日を除外する。)の上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額を記載した書面	1部	直ちに (直近の3月末日時点において上場後5年未満であった場合を除く。純資産総額の年間平均が、直近の3月末日において10億円未満となつた場合に限る。)	有第1108条の2第1項(有施第1110条の2第4項第2号)	・Target (Excel提出)

(注 1)

「再委託先に係る適時開示等について確約した書面」とは、以下の事項について確約した書面となります。

- (1) 再委託先に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- (2) 再委託先に関する情報について東京証券取引所の定めるところにより開示を行うこと。
- (3) 東京証券取引所の定めるところにより再委託先に関する情報の開示を行うことについて当該再委託先が同意していること。

III 上場廃止

内国アクティブ運用型ETFの上場廃止基準は、以下のとおりです。

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社が次の a から d までのいずれかに該当する場合。 a 法第 50 条の 2 第 2 項の規定により、金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録が失効した場合 b 法第 52 条第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項又は第 54 条の規定により、金融商品取引業の登録又は登録金融機関業務を取り消された場合 c 法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合 d 商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国アクティブ運用型ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合 e 登録金融機関業務に係る業務の内容又は方法の変更により、投資運用業を行うものでなくなった場合 f 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）	有第 1112 条の 2 第 1 号	
上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者が ETF 上場契約書を提出する場合は、この限りでない。	有第 1112 条の 2 第 2 号	
上場内国アクティブ運用型ETFが、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券でなくなる場合	有第 1112 条の 2 第 3 号 a	
次の (a) から (j) までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合 (a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めが設けられる場合 (b) 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合 (c) 計算期間が 1 か月未満となる場合 (d) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われ	有第 1112 条の 2 第 3 号 b	

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>る旨の定めがなくなる場合</p> <p>(e) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合</p> <p>(f) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(g) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(h) 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の定め（基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。）が設けられる場合</p> <p>(i) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限がなくなる場合（一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限が設けられる場合並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以下とする旨の定めが設けられる場合を除く。）</p> <p>(j) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限がなくなる場合並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以下とする旨の定めがなくなる場合（一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が設けられる場合を除く。）</p>		
<p>上場内国アクティブ運用型ETFが、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合</p> <p>(a) 投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額</p>		

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>の変動率を特定の指標の変動率にあらかじめ定めた倍率を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託の受益証券となる場合</p> <p>(b) 上場内国アクティブ運用型ＥＴＦが、一般社団法人投資信託協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券となる場合</p> <p>(c) 上場内国アクティブ運用型ＥＴＦが、一般社団法人投資信託協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券となる場合</p> <p>(d) その他基準価額の変動に係るリスク及び複雑性の観点から当取引所が適当でないと認めた投資信託の受益証券となる場合</p>		
<p>当該上場内国アクティブ運用型ＥＴＦが指標連動有価証券等組入型ＥＴＦである場合にあっては、次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a) 当該上場内国アクティブ運用型ＥＴＦに係るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間（以下この(a)において「猶予期間」という。）に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方若しくは当該カウンター・パーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。</p> <p>(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の</p>	<p>有第1112条の2 第3号cが準用する有第1112条第1項第3号bの6</p>	

廃止基準項目	根拠規定	備考
管理会社においてカウンター・パートナーの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。		
次の（a）又は（b）に該当する場合 （a）適格機関投資家以外の者を指定参加者とすることについての決定をした場合 （b）適格機関投資家であった指定参加者が適格機関投資家でなくなった後、継続して1か月以上経過した場合	有第1112条の2 第3号dが準用する有第1112条第1項第3号c	
継続して6か月以上、指定参加者が2社未満となっているとき	有第1112条の2 第3号eが準用する有第1112条第1項第3号d	
継続して6か月以上、当取引所の取引参加者である指定参加者の数がゼロとなっているとき	有第1112条の2 第3号eが準用する有第1112条第1項第3号dの2	
上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が、10億円未満となった場合において、1年内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当取引所がこの基準によることが適当ないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。	有第1112条の2 第3号f	<ul style="list-style-type: none"> 本基準は、基準日において上場後5年未満の銘柄については、適用しません。 詳細は（注1）をご参照ください。
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合	有第1112条の2 第3号gが準用する有第1112条第1項第3号f	
次の（a）又は（b）に該当する場合 （a）上場内国アクティブ運用型ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると	有第1112条の2 第3号gが準用する有第1112条	

廃止基準項目	根拠規定	備考
当取引所が認めた場合 (b) 上場内国アクティブ運用型ETFに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合	第1項第3号g	
上場内国アクティブ運用型ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合	有第1112条の2 第3号gが準用する有第1112条 第1項第3号h	
上場内国アクティブ運用型ETFに係る投資信託契約又は信託契約が終了となる場合	有第1112条の2 第3号gが準用する有第1112条 第1項第3号i	
上場内国アクティブ運用型ETFが指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合	有第1112条の2 第3号gが準用する有第1112条 第1項第3号j	
上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が継続して1か月間投資者に提供されていない場合。ただし、天災地変等、上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により、当該ポートフォリオ情報の提供が困難であると当取引所が認める場合を除く。	有第1112条の2 第3号h	・詳細は(注2)をご参照ください。
その他公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合	有第1112条の2 第3号gが準用する有第1112条 第1項第3号k	

(注1)

「上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が、10億円未満となった場合において、1年以内に10億円以上とならないとき」について

有第 1112 条の 2 第 3 号 f に規定する「純資産総額の年間平均」(以下「年間平均純資産総額」といいます。)とは、前年 4 月 1 日から 3 月末日までの 1 年間における日々(休業日を除外します。)の純資産総額の単純平均をいいます。

年間平均純資産総額が 10 億円未満となるかどうかの審査は、3 月末日を基準日として毎年度行いますが、基準日において上場後 5 年未満の銘柄については、適用されません。

上場内国アクティブ運用型 E T F の純資産総額の年間平均が 10 億円未満となった場合、管理会社は、有第 1107 条の 2 第 2 項第 10 号に規定により、適時開示を行う必要があります(上記Ⅱ 1. 参照)。これより、当該 E T F は、翌年 3 月末日まで上場廃止にかかる猶予期間に入ります。

翌年 2 月末日が経過し、上記上場内国アクティブ運用型 E T F の前年 4 月 1 日から 2 月末日までの 11 か月間における日々(休業日を除外します。)の純資産総額の単純平均が判明したら、管理会社は、直ちに、①当取引所に対し、当該 11 か月間の平均を記載した書面を提出するとともに(施第 1110 条の 2 第 4 項)、②当該 11 か月間の平均についての経過開示を行うこととなります。この時点で、当該 11 か月間の平均が 10 億円未満となっている場合、当該 E T F は、監理銘柄に指定されます(施第 1115 条第 1 項第 16 号)。その他、当該年度の当該 E T F の年間平均純資産総額が 10 億円未満となるおそれがあると当取引所が認める場合には、監理銘柄に指定されます(同号)。そして、実際に、当該年度の当該 E T F の年間平均純資産総額が 10 億円未満となった場合、当該 E T F は整理銘柄に指定されます。

(注 2)

「上場内国アクティブ運用型 E T F のポートフォリオ情報が継続して 1 か月間投資者に提供されていない場合」について

上場内国アクティブ運用型 E T F は、そのポートフォリオ情報について、情報配信ベンダーとの委託契約が解除されたり、何らかの理由によりポートフォリオ情報の配信が停止したりするなどして、実際に投資者に提供されなくなった同日から遅くともおおむね 5 営業日内には、監理銘柄に指定されます。

その後、ポートフォリオ情報が投資者に提供されなくなった同日から継続して 1 か月間投資者に提供されなかった場合には、(その時点での提供再開の目途の有無に関わらず) 整理銘柄に指定されます。

IV 上場に関する料金

1. 上場審査料

- ・ 次の（a）及び（b）に定める額を合計した額
 - (a) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額
 - イ 新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が上場E T F（上場が承認されたE T Fを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のE T Fに係る管理会社である場合 0円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円
 - (b) 新規上場申請に係るE T Fの銘柄数に50万円を乗じた額
- ・ 支払期限：上場申請日が属する月の翌月末日

2. 新規上場料

- ・ 金額：純資産総額の1万分の0.75（0.75ベーシスポイント）
- ・ 計算対象：各E T Fの上場日現在における純資産総額を基準とします。
- ・ 支払期限：上場日の属する月の翌月末日

3. 追加信託時の追加上場料

- ・ 金額：追加信託総額の1万分の0.75（0.75ベーシスポイント）
- ・ 計算対象：毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなします。
- ・ 支払期限：当該基準とした日の属する月の翌々月末日

4. 年間上場料

- ・ 金額：E T Fごとに、純資産総額の1万分の0.75（0.75ベーシスポイント）（ただし、純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5（0.5ベーシスポイント）に相当する額に7,500万円を加算した金額とします。）にT D n e t 利用料として12万円を加算した金額
- ・ 計算対象：前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における純資産総額を基準とするものとします。
- ・ 支払期限：上記の計算によって計算された金額について、半額ずつを以下の期日までに支払うものとします。

4月から9月までの期間に対応する年間上場料	9月末日
10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料	同年3月末日

- ※1 新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が上場E T F（上場が承認されたE T Fを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のE T Fに係る管理会社が属する企業グループと同一の企業グループに属する場合であって、当該企業グループに属する特定の会社が当該新規上場申請に係るE T F及び当該上場E T F（上場が承認されたE T Fを含む。）若しくは上場審査中のE T Fの上場方針を決定していると当取引所が認めるときは、当該新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社を上場E T Fに係る管理会社とみなします。
- ※2 テクニカル上場の場合、新規に上場した内国E T Fの純資産総額から上場廃止となった内国E T Fの上場廃止前の純資産総額（上場廃止となった内国E T Fが複数ある場合には、上場廃止前の売買最終日における純資産総額が最も大きい内国E T Fの上場廃止前の純資産総額を指す。）を控除した額の1万分の0.75（0.75ベーシスポイント）を新規上場料として請求します。（ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、1,000万円を超える場合には1,000万円とします。）
- ※3 T D n e t 利用料は管理会社ごとに計算するものとします。
- ※4 100円未満の金額（消費税額及び地方消費税額を除きます。）は切り捨てます。
- ※5 消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとします。
- ※6 料金の支払いは、本邦通貨によるものとします。
- ※7 管理会社が、料金を支払期日までに支払わない場合には、管理会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとします。
- ※8 上場した年の年間上場料の扱いは、下表をご参照ください。なお、支払対象期間は上場日の翌月からスタートします。

◆上場した年における年間上場料について (計算対象となる純資産総額と支払対象期間)

上場月	2月支払	8月支払	翌年2月の支払	翌年8月の支払
1月	上場日現在の純資産総額で2、3月の2か月分	上場日現在の純資産総額で4～9月の6か月分		同左
2月	2月は請求なし	上場日現在の純資産総額で3～9月の7か月分		同左
3月	—	上場日現在の純資産総額で4～9月の6か月分		同左
4月	—	上場日現在の純資産総額で5～9月の5か月分	請求月の前年12月末の純資産総額で6か月分	同左
5月	—	上場日現在の純資産総額で6～9月の4か月分		同左
6月	—	上場日現在の純資産総額で7～9月の3か月分		同左
7月	—	上場日現在の純資産総額で8～9月の2か月分		同左
8月	—	8月は請求なし	上場日現在の純資産総額で9月の1か月分+請求月の前年12月末の純資産総額で10～翌3月の6か月分(※計7か月分)	
9月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で10～翌3月の6か月分	請求月の前年12月末の純資産総額で6か月分
10月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で11～翌3月の5か月分	
11月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で12～翌3月の4か月分	
12月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で翌1～3月の3か月分	

連絡先

- 上場制度全般に関するお問合せ
株式会社東京証券取引所 上場推進部 03-3666-0141（代）
- 適時開示に関するお問合せ
株式会社東京証券取引所 上場部上場会社担当 03-3666-0141（代）
- 上場審査に関するお問合せ
日本取引所自主規制法人 上場審査部 03-3666-0141（代）

発行日

初版発行 2023年6月29日

第4版発行 2025年5月30日

ご注意

本書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、株式会社東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Copyright ©2025, Tokyo Stock Exchange, Inc. ALL RIGHTS RESERVED.